

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部子どもの教育・保育推進課

**特別保育(一時・休日・緊急・定期利用・年末保育)等における
新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴う対応について**

日頃から本市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。また、保護者の皆様には、これまでの間、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご協力いただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に移行したことに伴い、「保育所における感染症対策ガイドライン」が改訂されました。この改訂を踏まえ、本市の保育所等における新型コロナウイルス感染症についての対応を下記のとおりとしますので、保護者の皆様には、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 利用児童が新型コロナウイルス感染者となった場合

学校保健安全法の取扱いに準じ、発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで登園停止となります。また、無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過するまで登園停止となります。

※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、咳や息苦しさが改善傾向にあることです。5 日目になっても症状が続いている場合は、症状が軽快した後 1 日を経過するまで、登園停止期間が延長となります。

症状	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	
あり	発症日	発症日を 0 日目として 5 日間かつ症状軽快後 1 日経過					1 日経過	登園可能
					症状軽快			
なし	検体採取日	検体採取日を 0 日目として 5 日間						

なお、登園停止期間が終了し、登園を再開する場合は、「登園届」に保護者が記入して、利用する保育所に提出してください。登園再開に際し、医師が記入する意見書は、本市として求めないこととしています。

2 濃厚接触者の取扱い

濃厚接触者として特定されることがなくなり、法律に基づく外出自粛も求められません。同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であっても、感染していない利用児童は登園可能ですが、家庭内での感染対策をお願いするとともに利用児童の体調には十分注意してください。

3 利用児童の登園を控える目安

新型コロナウイルス感染症に関する取り扱いに限らず、今後は保育所における感染症対策ガイドラインに基づき、以下の場合は、利用児童の登園を控えていただくようお願いします。

- ・24 時間以内に 38℃以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合
- ・朝から 37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合

※発熱時の体温はあくまでも目安であり、個々の平熱に応じて個別に判断します。

4 臨時休園(クラス閉鎖)の取扱い

園内で複数の感染者が発生した場合でも、原則、臨時休園(クラス閉鎖)や登園自粛要請は行いません。

5 適用開始日

本通知のうち、登園届(保護者記入)の提出及び利用児童の登園を控える目安についての取扱いは、令和 5 年 5 月 18 日以降適用開始することとします。

その他の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に移行した令和 5 年 5 月 8 日から適用開始しています。

問い合わせ先

八王子市子ども家庭部子どもの教育・保育推進課

公立保育所運営担当 TEL 042-620-7447